

指定通所リハビリテーション
(指定介護予防通所リハビリテーション)

運営規定

社会福祉法人 櫛会

介護老人保健施設 ゆうゆう

第1章 事業の目的及び運営の方針

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 櫛会が開設する介護老人保健施設ゆうゆう（以下「当施設」という。）において実施する指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（指定介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、地域社会の中核としての機能を果たすべく、地域や家庭との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設は、明るく家庭的な雰囲気重視し、爽やかな環境づくりに努め、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 5 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。
 - 6 職員は、前5項の目的達成のために常に研鑽を重ね、理論性をもって互いに協調し、処遇が図れるよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 1 施設名 介護老人保健施設 ゆうゆう
- 2 所在地 茨城県石岡市大砂 10528-14
- 3 電話番号 0299-24-1611
- 4 管理者名 瀧田 孝博
- 5 介護保険指定事業所番号 0850580044

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当施設の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- 1 管理者（施設長） 1名 : 従業者の総括管理、指導
- 2 医師 1名以上 : 日常的な医学的対応

- | | | | |
|---|-------------------|------|--------------------|
| 3 | 看護・介護職員 | 7名以上 | ：看護・介護 |
| 4 | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名以上 | ：リハビリテーション計画の作成、実施 |
| 5 | 管理栄養士 | 1名以上 | ：栄養管理 |
| 6 | 調理員、事務員、その他の従業者 | | 実情に応じた適当数 |

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～土曜日（年始：1月1日は除く）
 - 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分とする。
 - 3 サービス提供時間 午前9時15分から午後3時30分とする
- 但し、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。

第4章 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の利用定員 (利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は50名とする。

第5章 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の内容及び利用料その他の費用の額 (事業の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）は、（指定介護予防通所リハビリテーションにあつては、介護予防に資するよう）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- 2 他のサービス内容は、別に定める料金表によるものとする。

(利用料その他の費用)

第9条 保険給付の自己負担額及びその他の費用を、別に定める料金表により支払いを受ける。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、石岡市、小美玉市、笠間市、かすみがうら市とする。

- 2 但し、前項の地域外においても、利用者の希望があれば対応できるよう努力する。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

- 2 飲酒は禁止とする。
- 3 施設内は禁煙とする。
- 4 火気を用いることは禁止する。

- 5 故意に施設の設備や備品に損害を与え、又これらを許可なく持ち出すことは禁止する。
- 6 金銭・貴重品の持ち込みは原則として禁止する。
- 7 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- 8 喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑をかけることは禁止する。
- 9 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害することは禁止する。
- 10 物品の販売、斡旋をすることは禁止する。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者には、防火管理業務を適切に遂行できる管理・監督的地位の者を充てる。
- 3 火元責任者には、施設職員を充てる。
- 4 非常災害用の設備点検は、保守契約業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用の設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 6 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限に留めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 7 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び消防訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上実施
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時
- 8 その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を整備する。

第9章 その他運営に関する重要事項

(協力病院)

第13条 協力病院は次のとおりとする。

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| 1 | 協力医療機関 | 旭台病院 |
| | 診療科目 | 内科、神経内科、泌尿器科、消化器内科 |
| | 所在地 | 石岡市旭台1丁目17番地26号 |
| 2 | 協力医療機関 | 石岡循環器科脳神経外科 |
| | 診療科目 | 脳神経外科、心臓血管外科、循環器科 |
| | 所在地 | 小美玉市栗又四ヶ1768番地29号 |
| 3 | 協力医療機関 | 桜井病院 |
| | 診療科目 | 精神科 |
| | 所在地 | 石岡市半田1886番地 |
| 4 | 協力医療機関 | 神立病院 |
| | 診療科目 | 整形外科 |
| | 所在地 | 土浦市神立中央5丁目11番地2号 |
| 5 | 協力医療機関 | 石岡第一病院 |
| | 診療科目 | 内科 整形外科 |
| | 所在地 | 石岡市東府中1番7号 |
| 6 | 協力歯科医療機関 | 高野歯科医院 |
| | 診療科目 | 歯科 |
| | 所在地 | かすみがうら市市川419番地 |

(身体の拘束等)

第14条 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①責任者の選定（責任者：施設長）
- ②虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回以上）
- ③虐待等に対する相談窓口の設置
- ④その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に有する擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第16条 当施設は、利用者に対し褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービスの提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講ずる。

2 当施設の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力病院、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、責任を持って接遇すること。
- 3 明るく家庭的な雰囲気重視し、爽やかな環境づくりに努め、明朗な態度で業務に当たること。
- 4 目的達成のために常に研鑽を重ね、理倫吐をもって互いに協調し、処遇が図れるよう努めること。

(職員の質の確保)

第19条 当施設は、職員の資質向上を図るため、研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、当施設が行う年1回(夜勤勤務に従事する職員にあつては年2回)の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具等の管理を適正に行う。

- 2 感染症及び食中毒が発生又は蔓延することがないように、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う。
- 4 年2回、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことが無いよう、指導教育を適時行う。

(記録の整備)

第24条 従業者、設置及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程、従業者の勤務体制、協力病院、料金表、苦情処理体制、個人情報保護方針については、施設内に掲示する。

3 指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人 櫻会理事会において定めるものとする。

付 則 この運営規程は、令和2年4月1日より施行する。

令和3年4月1日より一部改正施行する。

令和6年4月1日より一部改正施行する。

令和6年8月1日より一部改正施行する。